

公益社団法人くまもと被害者支援センター
平成23年度事業計画

I 犯罪被害者等に対する支援事業（公益目的事業1）

第1 相談事業

1 電話相談事業

相談者のプライバシー等を保護するために、電話相談のブース（2室）にそれぞれ設置された専用電話により、被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）からの相談受理や各種情報の提供等の電話相談を行う。

月曜～金曜（平日）10：00～16：00

2 面接相談事業

被害者等のプライバシー等を保護し、そのニーズを把握するとともに精神的なケアを図るために、相談室（2室）において相談員による面接相談を行う。

月曜～金曜（平日）10：00～16：00

3 専門相談事業

(1) 心理相談

電話・面接相談の結果、カウンセリング等の専門的な相談等が必要な方に対しては、センターに登録された臨床心理士により、面接等の方法で相談を実施し、被害者等の精神的な被害回復と軽減のための支援活動を行う。

定例の心理相談 毎月2回（第1月曜・第3月曜）13：00～16：00

また、事案により臨時の心理相談を行う。

(2) 法律相談

電話・面接相談の結果、法律専門家による相談が必要と認められる方に対し、センターに登録された弁護士等の法律専門家により、面接等の方法で相談を実施し、被害者等への法的な支援活動を行う。

定例の法律相談 毎月1回（第2水曜）13：00～16：00

また、事案により臨時の法律相談を行う。

第2 直接的支援事業

1 危機介入事業

犯罪被害発生直後から支援が必要と認められる被害者等に対し、警察や被害者等の要請に基づき、現場、病院、被害者宅等で必要な情報の提供、相談、生活支援等の応急の支援活動を行う。

2 付き添い等支援事業

被害者等の警察・検察庁での事情聴取、証人出廷や病院への通院等の際、被害者等の要望に応じて精神的負担の軽減を図るための付添や、裁判の代理傍聴、自宅訪問等の支援活動を行う。

3 物品の供与事業

被害者等からの要請に基づき、被害者等の不安を除去するため、防犯ブザー等物品の供与・貸与を行う。

4 宿泊場所提供事業

被害者等からの要請を受けた上で、関係機関との連携により、宿泊場所の提供、シェルター（一時避難施設）等への斡旋を行う。

第3 各種手続の補助事業

1 犯罪被害者等給付金申請補助事業

被害者等からの要請を受けた上で、犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続きの概要、裁定の申請に必要な書類、申請書類の記載事項等の説明及び裁定の申請手続の補助を行う。

2 犯罪被害者支援に係る新しい制度等の情報提供事業

被害者等からの要請を受けた上で、被害者参加制度、損害賠償請求制度、各種育英制度、社会福祉制度等の情報提供を行うとともに、申請手続の補助を行う。

第4 自助グループ支援事業

1 自助グループの支援事業

被害者等への長期的な支援として、同じ悲しみや苦しみを経験した遺族が、つらい経験を語り合うことで、被害の克服を図ることを目的に集う活動「自助グループ」に対して、交流場所の提供やファシリテーター（自助グループ例会における進行・調整役）の育成等を行う。

第5 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業

1 警察等との連携及び情報提供事業

直接問い合わせることをためらう被害者等に代わって、相談、支援各担当責任者が警察や検察庁、裁判所等から支障のない範囲で必要な情報を得て被害者等に提供する。

2 各種会合への参加事業

熊本県犯罪被害者支援連絡協議会（事務局：県警察本部犯罪被害者支援室）に加入し、センターの活動状況を紹介するとともに、被害者支援の各種情報の交換や相互協力を行う。その他各種会合の場において、被害者等の人権及び支援についての啓発活動を推進する。

3 NPO法人全国被害者支援ネットワークとの連携

「全国被害者支援ネットワーク」との連携を図り、合同の研修会等に積極的に参加する。

第6 被害者等の実態等に関する調査及び研究事業

1 先進的組織等の調査及び研究事業

国内での被害者支援活動の先進的組織（被害者支援都民センター、いばらき被害者支援センター等）と情報交換し、先進的な被害者支援活動について調査及び研究を行うとともに、各種資料を入手する。

全国犯罪被害者支援フォーラム等に参加し、被害者等の実態等に関する調査及び研究を行う。

2 刊行物による情報収集事業

被害者等の実態等に関する情報を新聞、雑誌等の刊行物から収集し、資料化する。

第7 相談員・被害者支援ボランティアの養成及び研修事業

1 被害者支援ボランティアの養成（養成講座）（認定：支援センター）

被害者支援ボランティアとして活動を希望する者に対し、被害者支援の意義・必要性、被害者の実態等の基礎的な研修を実施する。

2 直接支援員等の養成（直接支援員初級研修）（認定：支援センター）

(1) 登録ボランティアに対して、電話相談員・直接支援員として支援活動に必要な専門的知識、技能の習得のため、被害者支援の制度や被害者等の心理、支援の実際等の研修を実施する。

(2) 電話・面接相談、直接的支援等の活動内容別の実地研修を実施する。

3 全国被害者支援ネットワークが主催する九州・沖縄ブロック研修会（夏）又は秋期全国研修会への参加（直接支援員継続研修）

直接支援員初級修了者で、一定の実務経験者に対して、直接支援員のリーダーや犯罪被害相談員に必要な専門的知識、技能の習得のため、ケースマネジメントや支援プランの作成、組織管理の中級研修に参加する。

4 全国被害者支援ネットワークが主催する九州・沖縄ブロック研修会（冬）又は秋期全国研修会への参加（犯罪被害相談員養成研修）

直接支援員継続研修修了者で、一定の実務経験者に対して、高度の支援プランの作成、支援員に対する助言・指導、組織管理等の研修に参加する。

5 全国被害者支援ネットワークが主催する春期全国研修会（コーディネーター養成研修）への参加

犯罪被害相談員養成研修修了者で、一定の実務経験者に対して、コーディネーターとしての総合的な支援のあり方や、他機関との連携促進、プレゼンテーションの技法等の研修に参加する。

6 相談員・直接支援員等の臨時研修の実施

相談員・直接支援員の資質の向上と意思疎通を図るため、臨時の研修会を実施する。

7 スーパービジョンの実施

(1) 相談員・被害者支援ボランティアに対し、専門的立場から指導助言を行う。

(2) 相談員・被害者支援ボランティアの燃え尽き症候群対策のため、メンタルケアを行う。

(3) 相談員・被害者支援ボランティアの資質の向上を図るため、研修を行う。

II 犯罪被害者等の支援に関する広報及び啓発事業（公益目的事業2）

第1 被害者等の支援に関する広報及び啓発事業

1 リーフレットの作成・配布事業

リーフレット等を作成し、広く県民に配布することにより、センターの周知と被害者支

援の広報・啓発を行う。

2 機関誌の作成・配布事業

センターの活動状況等をまとめた機関誌を作成し、関係機関や会員等へ広く配布することにより、センターの周知と被害者支援の広報・啓発を行う。

3 「犯罪被害者週間」キャンペーン事業

内閣府が提唱する「犯罪被害者週間（毎年11月25日～12月1日）」のキャンペーン事業として、被害者支援の現状と命の大切さを訴える企画を開催し、一般県民への周知と理解を図る。

4 フォーラムの開催事業

熊本県、熊本県警察、熊本県教育委員会、熊本県犯罪被害者支援連絡協議会等の後援を得て、幅広い分野から出席者を募ってフォーラムを開催し、多くの県民に被害者支援の現状と支援活動の必要性、事件・事故の未然防止等を訴える。

5 キャンペーン等の実施事業

熊本県警察、JR、関係機関・団体等と協力し、被害者等の支援を呼びかけるキャンペーン等を行う。

6 広報・啓発ビデオを活用した啓発事業

犯罪被害者支援の必要性及び本センターの活動内容を紹介した広報・啓発ビデオを広く県民に視聴させることにより、センターの周知と被害者支援の広報・啓発を行う。

7 広報媒体への広告の掲載事業

関係機関・団体が発行する広報媒体へのセンターに関する広告の掲載を依頼する。

8 ホームページによる広報事業

センターの活動内容等を紹介したホームページを随時更新し、センターの広報・啓発を推進する。

Ⅲ 管理部門

第1 業務執行体制の整備と強化

1 「犯罪被害者等早期援助団体」としての組織の強化

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」第23条の規定に基づく熊本県公安委員会による「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けたことにより、被害者等が安心して援助を依頼できる組織として充実、強化する。

2 「特定公益増進法人」を活用しての財政基盤の強化

公益法人制度改革に伴い、当センターは平成21年12月1日付けで公益社団法人へ移行した。移行後は、すべての公益社団法人が「特定公益増進法人」に該当することとされていることから、税制上の優遇措置を活用して、センターへの寄付や会員加入を積極的に働きかけ、もって財政基盤の強化を図る。

3 賛助会員の確保

公益法人としての財政基盤の強化のため、賛助会員拡大キャンペーンを実施し、新規会員の確保及び継続会員の維持を図る。